

平成 21 年 3 月 3 日

各 位

会 社 名：日本インテグランドホールディングス株式会社
代表者名：代表取締役社長 桐野 誠和
(コード：1416 大証 2 部)
問合せ先：専務取締役 川上 耕司
電話番号：06-6458-5561 (代)

親会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ

今般、平成 21 年 3 月 12 日付けで当社の親会社及び主要株主である筆頭株主の異動がありますので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 異動について当社が知るに至った経緯及び異動の内容

エヌアイエイチ・インベストメント株式会社（以下「NIH インベストメント」といいます。）が平成 21 年 1 月 13 日より実施しておりました当社株券等に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が、平成 21 年 3 月 2 日をもって終了し、本日、NIH インベストメントより本公開買付けを通じて当社株式を 21,929,460 株の応募があった旨の報告がありました。

これにより NIH インベストメントは、新たに当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなります。また、当社の主要株主である筆頭株主でありましたシーエルエスエー・サンライズ・キャピタル・エル・ピー（以下「CLSA サンライズキャピタル」といいます。）は、NIH インベストメントによる本公開買付けの結果、当社の筆頭株主に該当しないこととなりますが、CLSA サンライズキャピタルの完全子会社である NIH インベストメントの保有する当社株式と併せますと、新たに当社の親会社に該当することとなります。

なお、本公開買付けの結果等の詳細につきましては、本日付の「エヌアイエイチ・インベストメント株式会社による当社株券等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」をご覧ください。

2. 親会社及び主要株主である筆頭株主の概要

(1) 新たに親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなる株主の概要

- | | |
|----------|---------------------------|
| ① 名 称 | エヌアイエイチ・インベストメント株式会社 |
| ② 本店所在地 | 東京都港区東新橋一丁目 9 番 2 号 |
| ③ 代表者 | 代表取締役社長 クリストファー・シーバー |
| ④ 資本金 | 50 万円（平成 21 年 1 月 13 日現在） |
| ⑤ 主な事業内容 | 当社の有価証券を取得及び保有すること |
| ⑥ 当社との関係 | 該当事項はありません。 |
| ⑦ 決算期 | 11 月 |
| ⑧ 上場取引所 | 該当事項はありません。 |

(2) 主要株主である筆頭株主ではなくなり、新たに親会社となる株主の概要

- ① 名 称 シーエルエスエー・サンライズ・キャピタル・エル・ピー
 ② 本店所在地 英領西インド諸島ケイマン諸島グランドケイマン島 KY1-1111
 クリケット・スクエア、ハッチンズ・ドライブ、私書箱 2681
 (CRICKET SQUARE, HUTCHINS DRIVE, P.O. BOX 2681, GRAND CAYMAN,
 KY1-1111, CAYMAN ISLANDS)
 ③ 代表者 リチャード・パイビス
 ④ 出資額 345 百万米ドル
 ⑤ 主な事業内容 投資業
 ⑥ 当社との関係 資本関係：当社の発行済株式総数の 32.14%を保有しております。
 人的関係：該当事項はありません。
 取引関係：該当事項はありません。
 ⑦ 決算期 12 月
 ⑧ 上場取引所 該当事項はありません。

3. 異動前後における当該株主の所有株式数、所有議決権数、及び総株主等の議決権の数に対する割合

(1) 新たに親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなる株主
 エヌアイエイチ・インベストメント株式会社

	所有株式数	所有議決権数	総株主等の議決権の数 に対する割合	大株主順位
異動前	一株	一個	—%	一位
異動後	21,929,460 株	21,929 個	56.00%	2位

(2) 主要株主である筆頭株主ではなくなり、新たに親会社となる株主
 シーエルエスエー・サンライズ・キャピタル・エル・ピー

	所有株式数	所有議決権数	総株主等の議決権の数 に対する割合	大株主順位
異動前	12,686,000 株	12,686 個	33.55%	1位
異動後	34,615,460 株 (21,929,460 株)	34,615 個 (21,929 個)	88.40% (56.00%)	1位

(注1) () 内は、間接保有分を示し、内数。

(注2) 上記の「異動前」の「総株主等の議決権の数に対する割合」の計算においては、当社の平成21年2月13日付け提出に係る第1期第2四半期報告書に記載された平成20年12月31日現在の総株主等の議決権の数(37,812個)として計算しております。

(注3) 上記の「異動後」の「総株主等の議決権の数に対する割合」の計算においては、本公開買付けにおいて単元未満株式及び当社の発行に係る新株予約権が行使されることにより発行又は移転される当社株式についても対象とされていたため、(注2)に記載した議決権の数に、単元未満株式(20,000株)に係る議決権の数20個、及び当社の発行に係る新株予約権が公開買付期間末日までに行使されることにより発行又は移転される可能性のある株式の最大数(1,327,000株)にかかる議決権の数1,327個を加えて、「総株主等の議決権の数」を39,159個として計算しております。

(注4) 「総株主等の議決権の数」には、証券保管振替機構名義の株式が14,000株(議決権14個)含まれております。

(注5) 総株主等の議決権に対する割合は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(注6) 上記の「大株主順位」においては、間接保有分を含めた「総株主等の議決権の数に対する割合」を基準として順位をつけています。

4. 異動予定年月日
平成21年3月12日（本公開買付けの決済開始予定日）

5. 今後の見通し

NIHインベストメントは、本公開買付けにおいてCLSAサンライズキャピタルの保有する当社普通株式12,686,000株を除く発行済全株式（但し、自己株式を除きます。）を取得できなかったため、平成21年1月9日付当社プレスリリース「エヌアイエイチ・インベストメント株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同意見表明」等に記載の通り、NIHインベストメントは、当社の株主に対して当社株式売却の機会を提供しつつ、CLSAサンライズキャピタルが現在保有する当社の普通株式と合わせて当社の発行済株式（但し、自己株式を除きます。）及び新株予約権の全てを取得することを予定しております。

具体的には、NIHインベストメント及びCLSAサンライズキャピタルは、①当社において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、当社を会社法の規定する種類株式発行会社に変更すること、②当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下、同じ。）を付す旨の定款変更をすること、③全部取得条項の付された普通株式の取得と引換えに別個の種類の当社株式を交付すること、及び④上記①乃至③を付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを当社に対し要請する予定です。また、本臨時株主総会において上記①のご承認をいただきますと、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記②については、会社法第111条第2項第1号に基づき、本臨時株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される当社普通株式を所有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となります。そのため、NIHインベストメント及びCLSAサンライズキャピタルは、当社に対し、⑤本臨時株主総会と同日に本種類株主総会を開催することを要請する予定です。当社は、当該要請に応じて本臨時株主総会及び本種類株主総会の開催を4月下旬に予定しております。なお、本臨時株主総会及び本種類株主総会上記各議案が上程された場合には、NIHインベストメント及びCLSAサンライズキャピタルは本臨時株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記各議案が承認可決され、各手続が実行された場合、当社の発行する全ての普通株式は、全部取得条項が付された上で、全て当社に取得されることとなり、当社の株主の皆様には当該取得の対価として別個の当社株式が交付されることとなります。当社の全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として当社の株主に対して交付される当社株式の数は未定ですが、NIHインベストメント及びCLSAサンライズキャピタルが合わせて当社の全ての発行済株式（当社の自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、NIHインベストメント及びCLSAサンライズキャピタルは、当社に対し、NIHインベストメント及びCLSAサンライズキャピタル以外の本公開買付けに応募されなかった当社の株主の皆様に対し交付される当社株式の数が1株に満たない端数となるよう決定することを要請する予定です。そのため、NIHインベストメント及びCLSAサンライズキャピタル以外の当社の株主に対しては、会社法第234条その他の関係法令の定めに従って、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）を売却すること（当社がその全部又は一部を買い取ることを含みます。）によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数の売却の結果、株主に交付されることになる金銭の額については、特段の事情がない限り、本公開買付けの買付価格を基準として算定する予定ですが、この金額は当社の財務内容や業績の重大な変動等の特段の事情及び裁判所の判断等により、本公開買付けの買付価格と異なることがあり得ます。

上記の手続に関連する少数株主の皆様への権利保護を目的とした会社法上の規定として、(i) 上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更をするに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、当社の株主がその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(ii) 上記③の全部取得条項が付された株式の全部取得が本臨時株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、当社の株主が当該株式の取得価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。これ

らの（i）又は（ii）の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになるため、本公開買付けの買付価格と異なることがあります。これらの方法による請求又は申立てを行うにあたっての必要な手続等に関しては、株主各位において自らの責任にて確認され、ご判断いただくこととなります。

なお、NIHインベストメントは、上記手続を実行する義務を負うものではなく、上記方法に代えて、他の方法によりCLSAサンライズキャピタルが現在保有する対象者の普通株式と合わせて対象者の発行済株式（但し、自己株式を除きます。）及び新株予約権の全てを取得する可能性があります。

上記手続後、NIHインベストメント及びCLSAサンライズキャピタルは当社に対してNIHインベストメント又はその指定する者と合併することを決定すること等を要請する予定です。

また、NIHインベストメントは、本公開買付けによって当社の発行する新株予約権の全てを取得できなかったため、NIHインベストメントは、当社に対し当該新株予約権を消却するために必要な手続を行うことを要請し、当社はかかる要請に応じて当該新株予約権を消却するために必要な手続を行う予定です。

本臨時株主総会及び本種類株主総会の決議をもって、当社普通株式に係る株券は一定期間後に上場廃止となることが予想されます。上場廃止後は、当社株式に係る株券を大阪証券取引所において取引することができなくなり、当社株式に係る株券を将来売却することが困難になることが予想されます。

今後の具体的な手続については、決定次第、速やかに公表いたします。

6. 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等

今回の異動により、NIHインベストメントは当社の非上場の親会社等として開示対象となります。

以 上